

(記 入 例)

東京電力株式会社 宛

電力受給契約申込書 (低圧：再生可能エネルギー発電設備用)

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備 (以下「再生可能エネルギー発電設備」という。)等を東京電力株式会社の電力供給設備に連系し、東京電力株式会社に再生可能エネルギー発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

また、太陽光 (出力 10kW 以上) *・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再生可能エネルギー発電設備の申込みにおいては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いたします。

*「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業 (いわゆる「屋根貸し事業」) を営む方が申込み太陽光 (出力 10kW 未満) を含みます。

【申込者】 (赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。)

住 所	東京 (都) 県千代田区 (市) 区 内幸町△-□
① ふりがな お客さま名	どうでん たろう 東電 太郎
② (東電印)	(連絡先) 03-△△△△-××××
※設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義 (法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名) をご記入ください。	
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」に基づく電力受給の申込みから開始に必要な手続き (振込先口座の指定を除く。)を行うことを下記の者に委任いたします。	
住 所	神奈川 (都) 県 横浜 (市) 区 中区△-□
③ 委 任 先 (会社名・氏名)	〇〇工事店 太陽 次郎
(連絡先) 045-△△△△-××××	

【発電設備等】 ← お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

④ 設置場所	□	都・県	市・区・郡	⑥	平成〇〇年△△月□□日	受給開始希望日	平成〇〇年△△月□□日
⑤ 設備 I D	S 0 0 0 1 2 3 C 1 3	認 定 日	⑥	平成〇〇年△△月□□日	受給開始希望日	平成〇〇年△△月□□日	
※お申込みの際には「認定通知書 (写)」を添付のうえ、「認定通知書」の内容と同一になるようご記入ください。 なお、設備 I D を確認できない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における買取単価は適用されません。							
再エネ発電設備の概要	種類 (要選択)	太陽光	風力・水力・地熱・バイオマス	複数種の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合のみ記入ください。			
インバータ台数	1 台目 (1)	2 台目 (2)	3 台目 (3)	1 台目	2 台目	逆潮流を防止する装置の設置 ⑨ 1. 設置する 2. 設置しない	
1. 発電設備	3,950 (W)	3,500 (W)	3,500 (W)	(W)	(W)	設置する場合は逆潮流を防止する装置を選択してください。	
2. インバータ	⑦ 4,000 (W)	2,800 (W)	2,800 (W)	(W)	(W)	[太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス]	
⑧ 1と2の小さい方	3,950 (W)	2,800 (W)	2,800 (W)	(W)	(W)		
⑧ 発電出力 (*の種類の合計とし、0.1kW 単位で端数を切り捨て)	9.5 (kW)						
その他自家発電設備等を設置する場合	種類	燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他 ()	出力	3,000 (W)			
⑩ 自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置	1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。(押し上げ効果あり) 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。(押し上げ効果なし) 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。						

受給電力料金は、下記の口座へお振込みください。当方は東京電力株式会社の振込委託手続きの完了をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行を省略します。なお、振込先を変更する際は、速やかに通知します。

【振込先口座】 (赤枠内はご本人さまがご記入ください。)

⑪ 口座カナ名義	ト ウ テ ヲ シ ャ タ ロ ウ
※通帳 1 ページ目に記載されているカナ名義をご記入ください。	
振込先金融機関	〇× 銀行 労働・信金 〇× 支店
金融機関・店舗コード	1 2 3 4 1 2 3
振込先口座番号	1 2 3 4 5 6 7
※右詰でご記入ください。	
ゆうちょ銀行をご利用のお客さまは、振込先の店名・店舗コード・預金科目・口座番号をご記入ください。	

申込受付日 平成 年 月 日	受付番号	受付者
記事欄	受 領 日 (受領から経過までの間に年数を除く場合のみ記入いたします。)	
お客さま番号		
東京電力株式会社		

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ (http://www.tepco.co.jp) でもご確認ください。

(2013/09)

供給電圧が低圧のお客さま用

【申込者】欄

※ご本人さまがご記入ください。

①住所 市区郡以下も詳しくご記入ください。

②印

③委任欄 お申込みを工事店・メーカー等に委任される場合は委任先の住所、会社名、氏名をご記入ください。

【発電設備等】欄

④設置場所 ①の住所と同一の場合は□にレをご記入いただくのみで、設置場所住所の記載は不要です。

⑤設備 I D 認定通知書に記載されている設備 I D (10 桁) をご記入ください。

⑥認定日 認定通知書に記載されている認定日をご記入ください。

⑦1. 発電設備、2. インバータ、1と2の小さい方 種類・インバータ毎に出力をご記入ください。
複数台ある場合は下記の図をご参照ください。

⑧発電出力 種類毎に「1と2の小さい方」の出力の合計値をご記入ください。(単位は 0.1 kW とし、小数点以下第二位を切り捨て)

【記入例の場合】

$$\begin{aligned} 3,950\text{W} + 2,800\text{W} + 2,800\text{W} &= 9,550\text{W} \\ &= 9.55\text{kW} \\ &\rightarrow 9.5\text{kW} \end{aligned}$$

⑨複数種の再生可能エネルギー発電設備を設置される場合 逆潮流を防止するリレーの設置有無について、ご記入いただき、設置される場合は、逆潮流を防止する対象設備を選択してください。

⑩裏面をご参照ください。

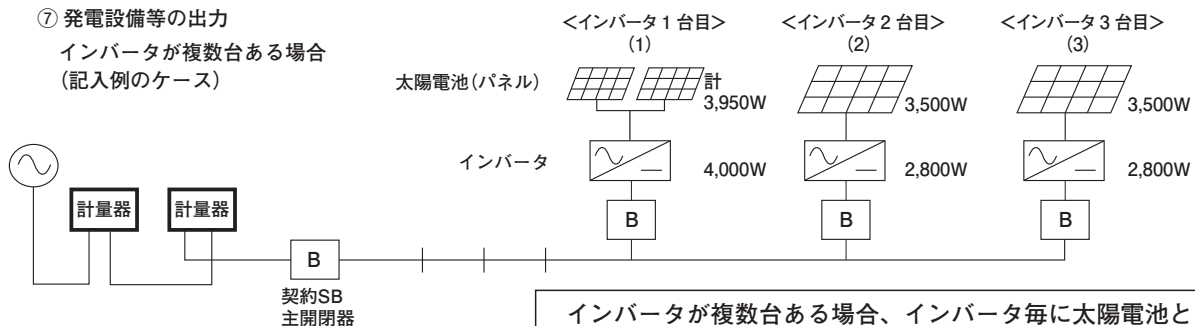
【振込先口座】欄

※ご本人さまがご記入ください。

⑪口座カナ名義 姓と名の間は 1 文字あけてご記入ください。

⑦ 発電設備等の出力

インバータが複数台ある場合 (記入例のケース)



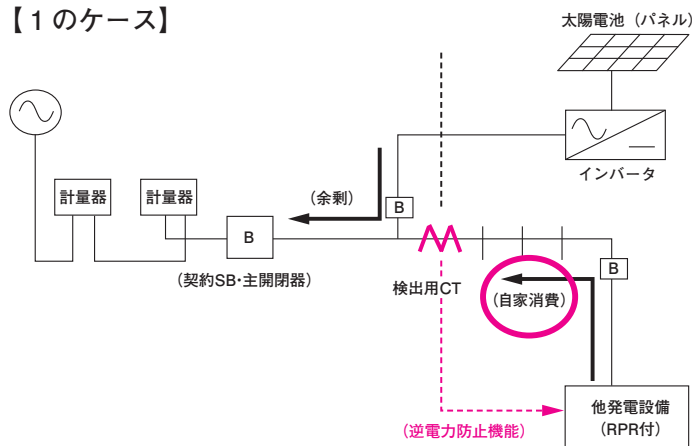
インバータが複数台ある場合、インバータ毎に太陽電池とインバータの出力についてご記入ください (1) ~ (3))。

- 複写式の申込書 1 枚目、2 枚目は切り離さず 2 枚ともご提出願います。ご提出いただいた申込書については、受付後に 2 枚目をお客さま控えとしてお返しいたします。
- 要綱は切り離してお客さまにて保管願います。
- 裏面もご参照願います。

(2013/09)

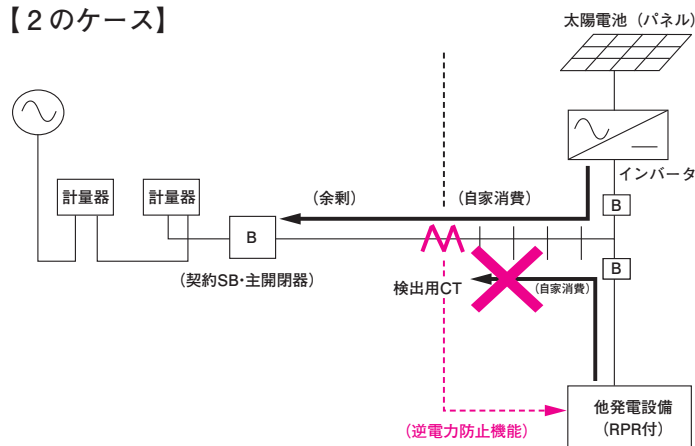
⑩自家発電設備等から逆潮流を防止する装置の設置
(逆潮流検出用 CT による制御のケース)

【1 のケース】



他発電設備等の発電量が負荷設備容量を超過して系統側への逆潮流が発生する場合は、C Tにて逆潮流を検知し、逆電力防止機能により他発電設備等を停止する。太陽光発電設備から系統側へ逆潮流が発生している間においても、他発電設備等は自家消費の範囲で運転が可能のため、その分太陽光発電設備からの電気が系統へ押し上げられる。

【2 のケース】



系統側への逆潮流が発生する際は、C Tにて検知し逆電力防止機能により他発電設備等を停止する。そのため、系統側へ逆潮流が発生している間においては、他発電設備等は停止するため、1 のケースのような押し上げ効果はない。

～ お申込みにあたり必要なお手続き ～

お申込み内容	新たな再エネ発電設備の設置・増設による買取条件の変更等	お引越によるご使用者の変更等
お客さまご自身による国への手続き	ご使用される設備について以下の申請により国の認定を受けていただきます。 ・設備認定申請 ・変更認定申請	認定内容の変更について以下の届出により国への変更届出をお願いいたします。 ・軽微変更届出
お申込み時の留意事項	・お申込みに先立って事前に上記の手続きをお願いいたします。 ・本申込書にご使用になる設備の「設備ID」と「認定日」（「認定通知書」に記載の内容）をご記入ください。 ・本申込書とあわせて「認定通知書」の写しをご提出ください。	

○認定にかかる手続き・お問い合わせ窓口はこちら

◆50kW 未満の太陽光発電設備の場合

インターネットにより、**設備認定サポートシステム** (<http://www.fit.go.jp/>) を通じて手続きいただけます。

※インターネット環境をお持ちでない場合は以下の窓口へお問い合わせください。

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター (JP-AC)

〔電話〕 03-5501-2001 〔受付時間〕 平日 9:20～17:20

◆その他の再生可能エネルギー発電設備の場合

申請書類は以下までご郵送ください。なお、申請書類は関東経済産業局ホームページより入手いただけます。

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

〔住所〕〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 8 階

〔URL〕 http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/energykaitori/kaitori_setsubinintei.html

※ご不明な点等ございましたら、以下へお問い合わせください。

【資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室】

〔電話〕 0570-057-333 〔受付時間〕 9:00～20:00 (土・日・祝日は除く) PHS、IP 電話からは 06-7636-2168 へおかけください。

本契約要綱については、弊社ホームページ(<http://www.tepcoco.jp/>)にも掲載しております。

I 総 則

1 通 用

- (1) この再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結している者または当社と接続供給契約における需要者が、当社が維持および運用する供給設備に再生可能エネルギー発電設備を連系し、自ら消費する電力を受給した電力（当該再生可能エネルギー発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。）を当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約（以下「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) この要綱は、次の地域に適用いたします。
- 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 要 綱 の 変 更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によりします。

3 定 義

- 次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
- (1) 発 電 者
- この要綱にもついで当社と受給契約を締結する者をいいます。
- (2) 発 電 設 備
- 発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 2 条第 4 項に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。
- (4) 認定 発 電 設 備
- 再生可能エネルギー特別措置法第 6 条に定める認定（以下「設備認定」といいます。）を受けた再生可能エネルギー発電設備をいいます。
- (5) 小出力発電設備
- 電気事業法にて定められた小出力発電設備をいいます。
- (6) 最大 受 電 電 力
- 当社が受電する電力の最大値（キロワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めかた値をいいます。
- (7) 再生可能エネルギー買取制度
- 再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがひ、電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。

4 単位および端数処理

- この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
- (1) 最大受電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この要綱の実施上必要な細目事項は、そのつど発電者と当社との協議によつて定めます。

II 契 約 の 申 込 み

6 接続検討および受給契約の申込み

- 発電者が新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承諾のうえ、次の手続きにより、電力受給の申込みをしていただきます。ただし、低圧で連系する場合は、(1)の接続検討に係る規定は、原則として適用いたしません。
- (1) 接続検討の申込み
- イ 当社は、電力受給にあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「接続検討」といいます。）を行います。
- なお、接続供給契約等により既に連系されている地点については、接続検討を省略することがあります。
- ロ 発電者は、受給契約の申込みと先立ち、所定の申込書により、接続検討の申込みをしていただきます。
- ハ 検討期間および調査料
- （イ）当社は、原則として接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。
- （ロ）当社は、1 地点 1 検討につき21万円を調査料として、接続検討の申込み時に発電者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合には、調査料を申し受けません。
- (2) 受給契約の申込み
- 発電者は、次の事項を明らかにして、所定の様式によって受給契約の申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- イ 設置場所
- ロ 発電設備等の概要
- ハ 最大受電力（低圧で連系する場合を除きます。）
- ニ 当社との電気需給契約等の内容
- ホ 受給開始希望日
- ヘ 料金の振込先口座
- ト 設備認定に係る事項
- チ その他必要な事項

7 受給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間
- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だつて発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 契約期間満了前であっても附則 3（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合には、料金の適用期間の満了の日をもって契約期間が満了するものといたします。
- なお、この場合で、契約期間満了に先だつて発電者または当社から別段の意思表示がないときは、受給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 電気方式、周波数等

- 電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりといたします。
- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一といたします。
- (2) 発電者が当社と接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一といたします。

9 契 約 の 単 位

契約の単位は、原則として次のとおりといたします。

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱

- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合には、その 1 電気需給契約に対応して 1 受給契約を結びます。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合には、1 発電場所につき 1 受給契約を結びます。

10 電力受給の開始

- (1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ受給開始日を設定、受給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力受給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定め電力受給を開始いたします。

11 電力受給にともなう発電者協力

- 発電者は、発電者の発電設備等と当社の系統との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等、および次の事項を遵守するものといたします。
- なお、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守することといたします。
- (1) 発電者の発電設備等と当社の系統との連系を行なう場合は、当社の供給信頼度と電力品質の面で電気を使用する他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし、また、人身安全および設備保全の面で電気作業者の安全確保、当社の供給設備または電気を使用する他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないこととさせていただきます。
- なお、とくに必要がある場合には、発電者の負担で当社の供給設備を変更いたします。
- (2) 連系された当社の系統に事故が発生した場合には、発電者の発電設備等を当社の系統から即時に解列していただきます。
- なお、特別高圧電線路に連系する場合における単独運転の可否については、発電者と当社が協議のうえ決定することとします。
- (3) 発電者の構内事故時には、当社の系統への波及が起らないように確実に遮断していただきます。
- (4) 発電者の保護装置の整定にあつては、当社の供給設備の保護と協調を図ることとします。
- (5) 発電者の保護装置の整定値等を、必要に応じて当社に提示していただきます。

- なお、当社は、試験時には必要に応じて立ち会いを行います。
- (6) 発電者の発電設備等から当社の系統への連系潮流等より生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動が、101±6 ボルト、202±20 ボルト内になるように自動調整装置等を設置していただきます。
- なお、自動電圧調整装置等の動作にともない、発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。
- (7) 計量地点における力率は、常に当社の系統から見て遅れ85パーセント以上とするものとし、当社の系統から見ても進み力率にならないことを原則といたします。また、高圧配電線路に連系する発電設備等から、当社の系統の電圧上昇を防止する目的で必要と判断された場合には、計量地点の力率を協議のうえ決定させていただきます。また、系統連系後、実測等により更に対策が必要と判断された場合には、発電者側で対策を実施していただくことがあります。
- なお、特別高圧電線路に連系する場合における計量地点の力率は、協議のうえ、系統の電圧を適切に維持できるように決定させていただきます。
- (8) 発電者がインバータを用いた発電設備等を設置する場合には、発電設備等からの高調波流出電流を、発電設備等の交流定格電流に対し、総合電流至み率 5 パーセント以下、各次電流至み率 3 パーセント以下に抑制していただきます。
- (9) 当社の作業時または緊急時に当社の系統を停止する場合等、発電者の発電設備等の解列が必要となる場合には、発電者の発電設備等を確実に解列していただきます。
- (10) 発電者の発電設備等の事故発生時または緊急時には、当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をしていただきます。
- (11) 発電者の発電設備等の系統連系に際し、必要となる単線結線図等の技術資料を提出していただきます。
- (12) 発電者と当社との運用申し合わせ事項については、「系統連系に関する運用申し合わせ事項」によりします。
- (13) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受電力日誌等を提出していただきます。
- (14) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電計画を提出していただきます。

12 承 諾 の 界 限

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力受給に関する必要な事項について、受給契約書を作成いたします。

III 料金の算定および支払い

14 料 金

- 料金は、料金の算定期間を「1 月」として、その 1 月の受給電力量に、次の受給電力量料金率を乗じてえた金額といたします。
- なお、関係法令の改正およびその他の事情により、当社は、その受給電力量料金率および算定方法を変更する場合があります。この場合、変更の実施期日よりの料金は、変更後の受給電力量料金率および算定方法によるものといたします。
- (1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量については、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもつぎ適用される「調達価格」といたします。
- (2) (1)以外の受給電力量については、当社が別に公表する「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」によるものといたします。

15 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始の日から適用いたします。

16 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 受給電力量の計量等

- (1) 受給電力量は、受電電力量計およびその他計量に必要な付属装置（原則として 1 受給契約について 1 計量とし、以下総称して「受電用計量器」といいます。）により計量するものといたします。

- (2) 受電用計量器は、原則として、当社の所有とし、当社で取り付けるものといたします。また、当社は、その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は、当該共用設備の設置に要する工事費を折半したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。
- (3) 受電用計量器の検針は、毎月、原則として以下に定める日に当社が行なうものといたします。
- イ 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約に定める検針日といたします。
- ロ 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、1 日といたします。
- (4) 受電用計量器に故障が生じたときは、発電者はすみやかに当社にその旨を連絡するものとし、その故障期間内での受給電力量は、そのつど発電者と当社との協議によって決定するものといたします。
- (5) 高圧または特別高圧で連系する発電者の場合で、法令により受電用計量器を取り替えるときは、当社は、その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は、当該共用設備の設置に要する工事費を折半したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。

18 料金の支払期日

- 当社は、特別の事情がない限り、以下の支払期日までに発電者に料金を支払うものといたします。
- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約に定める支払期日といたします。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約に定める支払期日といたします。

19 料金の支払方法

- (1) 料金は、発電者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。
- (2) 料金の支払いは、当社がその金融機関に払込みしたときになされたものといたします。

IV 電 力 受 給

20 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態または設備認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

21 立入による業務の実施

- 当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電設備等の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、発電者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を持参いたします。
- (1) 需要場所内の当社の供給設備または当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 33（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電力受給の防止等に必要な発電者の発電設備またはその他電気工作物の確認または検査
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)、26（受給契約の廃止）または 27（受給契約の解約等）により必要な処置
- (6) その他この要綱によつて、受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

22 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社と電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合においては、電力受給を停止いたします。この場合、当社は、当社の供給設備または発電者の電気設備において、電力受給停止のための適当な処置を行なうこととし、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。
- (2) 当社は、当社と電気需給契約または接続供給契約により電気の供給を中止し、または発電者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただく場合には、電力受給を制限または中止することがあります。

23 損害賠償等

- (1) 発電者または当社が、この系統連系および電力受給にともない、その相手方または第三者に対して、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 10（電力受給の開始）(2)によって受給開始日を変更した場合または22（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止した場合または27（受給契約の解約等）によって受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

V 契約の変更および終了

24 受給契約の変更

- (1) 次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
- イ 発電者が、発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合
- ロ その他、新たに設備認定を受けた場合等、受給電力量料金率が変更となる場合
- (2) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

25 名 義 の 変 更

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行なっていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (2) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

26 受給契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を決めて、当社に通知していただきます。
- 発電者または当社は、発電者から通知された廃止期日に当社の電気設備または当社の供給設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行います。
- なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。
- (2) 受給契約は、27（受給契約の解約等）の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、当社が発電者の廃止通知を通知期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

- 27 受給契約の解約等**
- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。
イ 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。
(i) 発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
(ii) 発電者が他の受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
(iii) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等、20（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていない場合
(iv) 21（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
(v) 11（電力受給にともなう発電者協力）によって必要となる措置を講じられない場合
(vi) その他この要綱に反した場合
- (2) 発電者が、26（受給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかな場合には、当社が電力受給を終了させるための処置を行なった日に受給契約は消滅するものとしたします。

- 28 受給契約消滅後の債権債務関係**
- 受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

- 29 受給契約消滅後の連系関係**
- 低圧で連系する発電者が、受給契約の消滅後においても引き続き連系することを希望される場合は、発電者または当社の別段の申し出がない限り、発電者は、11（電力受給にともなう発電者協力）および「系統連系に関する運用申し合わせ事項」に係る事項を遵守したうえで、連系することができるものとしたします。
- なお、この場合、相続その他の原因によって、発電者が変更となるときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

Ⅵ 工事費の負担

- 30 工事費負担金**
- 電力受給の開始または受給契約の変更等にもない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は、当社は、次により算定した金額を工事費負担金として申し受けず。
- (1) 低圧で連系する場合は、電気需給契約に定めるところによるものとしたします。
- (2) 高圧または特別高圧で連系する場合で、かつ、電力受給の用に供することを主たる目的とする場合は、託送供給約款における受電地点への供給設備の工事費負担金に係る規定に準ずるものとしたします。
- (3) (1)または(2)以外の場合には、電気需給契約または接続供給契約に定めるところによるものとしたします。

- 31 工事費負担金の申受けおよび精算**
- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に発電者から申し受けず。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものとしたします。

Ⅶ 保安

- 32 調査**
- 発電設備等や発電設備等を稼働させるために用いる設備等については、電気事業法にもとづき当社が行なう調査の対象には含まれません。

- 33 保安等に対する発電者の協力**
- (1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
イ 発電者が、引込線、受電用計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

契約要綱の解説

平成24年 7 月 1 日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく買取制度の対象となる発電設備からの電力受給について、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成24年 7 月 1 日実施。以下「この要綱」といいます。）を同法の趣旨に則って運用するにあたり、下記内容を補足説明いたします。

- 2 要綱の変更**
- 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によります。

- （解説）**
- 当社がこの要綱を変更する場合とは、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき変更が必要な場合、この要綱の適用対象が変更となる場合、または系統連系の要件等技術的な事項もしくは受給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合に限られます。

- 7 受給契約の成立および契約期間**
- (1) 契約期間は、次によります。
イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
ロ 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

- （解説）**
- 契約期間は 1 年間とし、以後 1 年ごとに同一条件で契約が継続されることとしておりますが、この要綱附則 3（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）において、料金の適用期間は、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」と定めていることから、同「調達期間」内は、同法にもとづき経済産業大臣が定める「調達価格」を適用いたします。
なお、この要綱で別途定める場合を除き、契約期間内において、当社からの意思表示により受給契約を解約することはありません。

- 12 承諾の限界**
- 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

- （解説）**

- ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者が当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅷ そ の 他

- 34 設備認定**
- 当社は、当社が必要とする場合には、設備認定に係る申請または届出を発電者に代わり行なうことができるものとしたします。

- 35 再生可能エネルギー買取制度にもとづく報告**
- 当社は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にしたが、再生可能エネルギー買取制度にもとづく電力受給の実績等の報告を行なうものとしたします。

- 36 そ の 他**
- この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとしたします。

附 則

- 1 実施期日**
- この要綱は、平成24年 7 月 1 日から実施いたします。

- 2 旧要綱の変更**
- この要綱の実施をもって、太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（平成23年 4 月 1 日実施）は、この要綱に変更したものとしたします。

- 3 再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間**
- 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量に係る料金の適用期間は、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」といたします。

- 4 再生可能エネルギー特別措置法附則第12条にもとづく特別措置**
- (1) 当社は、再生可能エネルギー特別措置法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」といいます。）第 9 条に定める認定を受けた設備について、設備または発電方法の変更、設備の廃止、その他 RPS法その他の関係法令等に定める申請または届出が必要な事由が生じた場合には、原則として、当社は発電者に代わりその申請または届出を行なうことができるものとしたします。
- (2) 当社は、RPS法にもとづき受給した電気について、RPS法その他の関係法令等に定める必要な届出を行なうものとしたします。

（系統連系に関する運用申し合わせ事項）

Ⅰ 共通事項

- 1 基本事項**
- 発電者および当社は、それぞれの設備の運転、操作と機能の維持について責任分界点を境界とし、お互いが責任をもってあたるとともに、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営を図るために相互に協力する。
- 2 発電設備等の操作等**
- 発電者は、当社より人身安全、設備安全等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には、すみやかに発電設備等を停止する。
また、発電者の不在等で当社から発電者の発電設備等の停止を依頼できない場合および緊急時には、当社は、発電者への連絡を行なわずに電力量計の接続箇所等、任意の箇所を発電者の発電設備等を当社の系統から切り離すことができ

- 14 料金**
- 料金は、料金の算定期間を「1 月」として、その 1 月の受給電力量に、次の受給電力量料金率を乗じてえた金額といたします。
なお、関係法令の改正およびその他の事情により、当社は、受給電力量料金率および算定方法を変更場合があります。（中略）
(1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量については、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達価格」といたします。

- （解説）**
- 再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 8 項にもとづき「調達価格」が改定された場合その他の関係法令等の変更にもない「調達価格」が変更された場合における(1)の受給電力量料金率は、変更後の「調達価格」といたします。
なお、これ以外の場合には、(1)における受給電力量料金率および算定方法を変更することはありません。

- （解説）**
- 再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 8 項にもとづき「調達価格」が改定された場合その他の関係法令等の変更にもない「調達価格」が変更された場合における(1)の受給電力量料金率は、変更後の「調達価格」といたします。
なお、これ以外の場合には、(1)における受給電力量料金率および算定方法を変更することはありません。

- 20 適正契約の保持**
- 当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態または設備認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

- （解説）**
- 受給契約が電力受給の状態に比べて不適当と認められる場合とは、お客さまの再生可能エネルギー発電設備の出力等の内容が、受給契約に定めた内容に反する状態となっている場合をいいます。この場合には、法令上必要な国の一設備変更手続きを行なっていたり、当社との受給契約の内容について、当社と協議のうえ、適正なものに変更していただきます。

- 22 電力受給の停止、制限または中止**
- (1) 当社は、当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には、電力受給を停止いたします。（以下略）

- （解説）**
- 電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する

きる。

- 3 系統連携保護装置等の整定および機能維持**
- (1) 発電者の系統連系保護装置の整定値は、発電者と当社が協議のうえ決定する。
また、これを変更する場合も発電者と当社が協議のうえ決定する。
(2) 低圧配電線または高圧配電線に発電設備等を連系する場合において、発電者の系統連系保護装置の整定値は、発電者と当社が協議のうえ、次により決定する。
イ 当社が整定値を指定しない場合は、発電者の申請整定値とする。
ロ 当社が整定値を指定する場合は、当社が発送する「系統連系に対する検討結果回答書」にてお知らせした整定値とする。
(3) 発電者の系統連系保護装置の整定は、発電者が実施する。
(4) 発電者は、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため、メーカー等知識技能を有する者や電気主任技術者等による系統連系保護装置等の定期的な点検を行ない、その機能を維持する。

Ⅱ 低圧配電線に発電設備等を連系する発電者

- 4 自立運転に関する留意事項**
- (1) 当社の配電線は事故停電の際、一定時間後に自動的に再送電するため、発電者は自立運転機能の使用に留意する。
(2) 発電者は、系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には、取扱説明書等にしたが、い十分注意して操作を行なう。

- 5 復電後の再連系に関する留意事項**
- 当社の系統が復電した後の系統連系操作は、復電を確認した発電者の自主操作とする。

Ⅲ 高圧配電線に発電設備等を連系する発電者

- 6 連絡体制**
- (1) 発電設備等の系統連系に関して、当社から発電者への連絡が必要となる場合、発電者の連絡先および当社の連絡先を、相互にあらかじめ定めておく。
(2) 発電者の連絡先が変更となる場合は、すみやかに当社に連絡する。

- 7 自立運転に関する留意事項**
- (1) 当社の配電線は事故停電の際、一定時間後に自動的に再送電するため、発電者は自立運転機能の使用に留意する。
(2) 発電者は、系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には、実施細目等にしたが、い十分注意して操作を行なう。

- 8 復電後の再連系に関する留意事項**
- (1) 当社の系統が復電した後の系統連系操作は、発電者から当社へ連絡し、協議のうえ、発電者が実施する。
ただし、発電設備等の出力が、当社との電気需給契約における契約電力または当社との接続供給契約における接続供給電力に比べて極めて小さい場合は、個別に協議のうえ、復電を確認した発電者の自主操作とする場合がある。
(2) インバートを除く小出力発電設備を高圧配電線へ連系する場合は、復電後の発電設備等の運用について、個別に協議する場合がある。

Ⅳ 特別高圧電線路に発電設備等を連系する発電者

- 9 運用申合書の作成**
- 当社は、系統運用上必要な事項について、発電者と別途、運用申合書を締結する。

Ⅴ そ の 他

- 10 実施細目の作成**
- この要綱に記載のない事項について、当社が必要とする場合は、実施細目を作成する。

場合とは、それらの契約上の債務不履行にもとづき、電気の供給または接続供給を停止する場合をいいます。

- 23 損害賠償等**
- (2)（前略）22（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- （解説）**
- 当社は、22（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止させていただく必要がある場合において、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 6 条第 3 号からハおよび同号二かつ三書きに規定される、当社の責めとならない理由による制限または中止に限り、お客さまに補償や賠償を行いません。

- 25 名義の変更**
- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行なっていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

- （解説）**
- 当社は、新たな発電者が、電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合において、その旨のお申込みをいただいた場合は承諾いたします。
ただし、新たな発電者が、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 4 条第 1 項第 2 号に定める「暴力団等」に該当する場合、および「暴力団等」と関係を有する場合は、承諾いたしません。

- 27 受給契約の解約等**
- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。
イ 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。（以下略）

- （解説）**
- 「当社の定めた期日」は、当社が解約の原因となる事実の是正を求めた時点から起算され、その際には是正を求める期間を通知いたします。

電力受給契約申込書（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）等を東京電力株式会社の電力供給設備に連系し、東京電力株式会社に再エネ発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

また、太陽光（出力 10kW 以上）※・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再エネ発電設備の申込みにおいては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いたします。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）を営む方が申込む太陽光（出力 10kW 未満）を含みます。

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住 所	都・県	市・区・郡
ふりがな		
お客さま名	印（連絡先）	
※設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。		
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」に基づく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く。）を行うことを下記の者に委任いたします。		
住 所	都・県	市・区・郡
委 任 先 (会社名・氏名)	(連絡先)	

【発電設備等】 ← お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所	□	都・県	市・区・郡				
設 備 I D		C	認 定 日 平成 年 月 日 受給開始希望日 平成 年 月 日				
※お申込みの際には「認定通知書（写）」を添付のうえ、「認定通知書」の内容と同一になるようご記入ください。 なお、設備 I D を確認できない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における買取単価は適用されません。							
再エネ発電設備の概要	種類（要選択）	太 陽 光		風力・水力・地熱・バイオマス		複数種の再エネ発電設備を設置する場合のみご記入ください。 逆潮流を防止する装置の設置 1. 設置する 2. 設置しない 設置する場合は逆潮流を防止する設備を選択してください。 〔太陽光・風力・水力〕 〔地熱・バイオマス〕	
	インバータ台数	1 台目	2 台目	3 台目	1 台目		2 台目
	1. 発電設備	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	2. インバータ	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	1と2の小さい方 (*)	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
発電出力（*の種類毎の合計とし、 0.1kW 単位で端数を切り捨て）			(kW)			(kW)	
その他自家発電設備等を設置する場合	種類	燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他（ ）			出力	(W)	
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置	1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。（押し上げ効果あり） 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。（押し上げ効果なし） 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。 □ ← 該当する番号を□の中にご記入ください。						

受給電力量料金は、下記の口座へお振込みください。当方は東京電力株式会社の振込委託手続きの完了をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行を省略します。なお、振込先を変更する際は、速やかに通知します。

【振込先口座】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。）

口座カナ名義 ※通帳 1 ページ目に記載されている カナ名義をご記入ください。			
振 込 先 金融機関	銀行・労金・信金 信用組合・農協	支店	預金科目 口座番号 ※右詰でご記入ください。 1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄
金融機関・店舗コード	ゆうちょ銀行をご利用のお客さまは、振込用の店名・店舗コード・ 預金科目・口座番号をご記入ください。		

.....（以下、東京電力記入欄）.....

申込受付日 平成 年 月 日	受付番号	受 付 者
記事欄	受 領 日（受領から承諾までの間に年度を跨ぐ場合のみ記載いたします。）	
お 客 さ ま 番 号	—	
東 京 電 力 株 式 会 社		

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ（<http://www.tepco.co.jp>）でもご確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。

電力受給契約申込書（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）等を東京電力株式会社の電力供給設備に連系し、東京電力株式会社に再エネ発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

また、太陽光（出力 10kW 以上）※・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再エネ発電設備の申込みにおいては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いたします。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）を営む方が申込む太陽光（出力 10kW 未満）を含みます。

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住 所	都・県	市・区・郡
ふりがな お客さま名	印（連絡先）	
※設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。		
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」に基づく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く。）を行うことを下記の者に委任いたします。		
住 所	都・県	市・区・郡
委 任 先 (会社名・氏名)	(連絡先)	

【発電設備等】 ← お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所	□	都・県	市・区・郡				
設 備 I D		C	認 定 日 平成 年 月 日 受給開始希望日 平成 年 月 日				
※お申込みの際には「認定通知書（写）」を添付のうえ、「認定通知書」の内容と同一になるようご記入ください。 なお、設備 I D を確認できない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における買取単価は適用されません。							
再エネ 発電設備 の概要	種類（要選択）	太 陽 光		風力・水力・地熱・バイオマス		複数種の再エネ発電設備を設置する場合のみご記入ください。 逆潮流を防止する装置の設置 1. 設置する 2. 設置しない 設置する場合は逆潮流を防止する設備を選択してください。 〔太陽光・風力・水力〕 〔地熱・バイオマス〕	
	インバータ台数	1 台目	2 台目	3 台目	1 台目		2 台目
	1. 発電設備	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	2. インバータ	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	1と2の小さい方 (*)	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	発電出力（*の種類毎の合計とし、 0.1kW 単位で端数を切り捨て）			(kW)			(kW)
その他自家発電設備等を設置する場合	種類	燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他（ ）			出力	(W)	
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置	1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。（押し上げ効果あり） 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。（押し上げ効果なし） 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。 □ ← 該当する番号を□の中にご記入ください。						

受給電力量料金は、下記の口座へお振込みください。当方は東京電力株式会社の振込委託手続きの完了をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行を省略します。なお、振込先を変更する際は、速やかに通知します。

【振込先口座】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。）

口座カナ名義 ※通帳 1 ページ目に記載されている カナ名義をご記入ください。			
振 込 先 金融機関	銀行・労金・信金 信用組合・農協	支店	預金科目 口座番号 ※右詰でご記入ください。 1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄
金融機関・店舗コード		ゆうちょ銀行をご利用のお客さまは、振込用の店名・店舗コード・ 預金科目・口座番号をご記入ください。	

.....（以下、東京電力記入欄）.....

平成 年 月 日 上記の申込みを承諾いたします	受付番号	扱い
※ただし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」4 条・ 6 条に該当することが判明した場合はこの限りではありません。 ※受給開始日・連系上の諸条件についてはお客さまのご要望を踏まえ別途協議させていただきます。	受 領 日（受領から承諾までの間に年度を跨ぐ場合のみ記載いたします。）	
お 客 さ ま 番 号		
東 京 電 力 株 式 会 社		

印紙税申告納付につき
越町
税務署承認済

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ（<http://www.tepco.co.jp>）でもご確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。

電力受給契約申込書（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）等を東京電力株式会社の電力供給設備に連系し、東京電力株式会社に再エネ発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

また、太陽光（出力 10kW 以上）※・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再エネ発電設備の申込みにおいては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いたします。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）を営む方が申込む太陽光（出力 10kW 未満）を含みます。

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住 所	都・県	市・区・郡
ふりがな お客さま名	印（連絡先）	
※設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。		
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」に基づく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く。）を行うことを下記の者に委任いたします。		
住 所	都・県	市・区・郡
委 任 先 (会社名・氏名)	(連絡先)	

【発電設備等】 ← お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所	□	都・県	市・区・郡				
設 備 I D		C	認 定 日 平成 年 月 日 受給開始希望日 平成 年 月 日				
※お申込みの際には「認定通知書（写）」を添付のうえ、「認定通知書」の内容と同一になるようご記入ください。 なお、設備 I D を確認できない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における買取単価は適用されません。							
再エネ 発電設備 の概要	種類（要選択）	太 陽 光		風力・水力・地熱・バイオマス		複数種の再エネ発電設備を設置する場合のみご記入ください。 逆潮流を防止する装置の設置 1. 設置する 2. 設置しない 設置する場合は逆潮流を防止する設備を選択してください。 〔太陽光・風力・水力〕 〔地熱・バイオマス〕	
	インバータ台数	1 台目	2 台目	3 台目	1 台目		2 台目
	1. 発電設備	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	2. インバータ	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	1と2の小さい方 (*)	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	発電出力（*の種類毎の合計とし、 0.1kW 単位で端数を切り捨て）			(kW)			(kW)
その他自家発電設備等を設置する場合	種類	燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他（ ）			出力	(W)	
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置	1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。（押し上げ効果あり） 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。（押し上げ効果なし） 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。 □ ← 該当する番号を□の中にご記入ください。						

受給電力量料金は、下記の口座へお振込みください。当方は東京電力株式会社の振込委託手続きの完了をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行を省略します。なお、振込先を変更する際は、速やかに通知します。

【振込先口座】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。）

口座カナ名義 ※通帳 1 ページ目に記載されている カナ名義をご記入ください。			
振 込 先 金融機関	銀行・労金・信金 信用組合・農協	支店	預金科目 口座番号 ※右詰でご記入ください。 1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄
金融機関・店舗コード		ゆうちょ銀行をご利用のお客さまは、振込用の店名・店舗コード・ 預金科目・口座番号をご記入ください。	

.....（以下、東京電力記入欄）.....

平成 年 月 日 上記の申込みを承諾いたします	受付番号	扱い
※ただし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」4 条・ 6 条に該当することが判明した場合はこの限りではありません。 ※受給開始日・連系上の諸条件についてはお客さまのご要望を踏まえ別途協議させていただきます。	受 領 日（受領から承諾までの間に年度を跨ぐ場合のみ記載いたします。）	
お 客 さ ま 番 号	東 京 電 力 株 式 会 社	

印紙税申告納付につき
越町
税務署承認済

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ（http://www.tepco.co.jp）でもご確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。

本契約要綱については、弊社ホームページ(<http://www.tepco.co.jp>)にも掲載しております。

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱

平成24年 7 月 1 日実施

Ⅰ 総 則

1 通 用

- (1) この再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結している者または当社と接続供給契約における需要者が、当社が維持および運用する供給設備に再生可能エネルギー発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力（当該再生可能エネルギー発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。）を当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約（以下「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) この要綱は、次の地域に適用いたします。
- 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 要 綱 の 変 更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によります。

3 定 義

- 次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
- (1) 発 電 者
この要綱をもつて当社と受給契約を締結する者をいいます。
- (2) 発 電 設 備
発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 2 条第 4 項に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。
- (4) 認定 発 電 設 備
再生可能エネルギー特別措置法第 6 条に定める認定（以下「設備認定」といいます。）を受けた再生可能エネルギー発電設備をいいます。
- (5) 小出力発電設備
電気事業法にて定められた小出力発電設備をいいます。
- (6) 最大受電電力
当社が受電する電力の最大値（キロワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。
- (7) 再生可能エネルギー買取制度
再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。

4 単位および端数処理

- この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
- (1) 最大受電電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 則

この要綱の実施に必要な細目事項は、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契 約 の 申 込 み

6 接続検討および受給契約の申込み

- 発電者が新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の手続きにより、電力受給の申込みをしていただきます。ただし、低圧で連系する場合は、(1)の接続検討に係る規定は、原則として適用いたしません。
- (1) 接続検討の申込み
イ 当社は、電力受給にあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「接続検討」といいます。）を行います。
- なお、接続供給契約等により既に連系されている地点については、接続検討を省略することがあります。
- ロ 発電者は、受給契約の申込み先に立ち、所定の申込書により、接続検討の申込みをしていただきます。
- ハ 検討期間および調査料
(イ) 当社は、原則として接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は、1 地点 1 検討につき21万円を調査料として、接続検討の申込み時に発電者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合には、調査料を申し受けません。
- (2) 受給契約の申込み
発電者は、次の事項を明らかにして、所定の様式によって受給契約の申込みをしたいただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- イ 設置場所
ロ 発電設備の概要
ハ 最大受電電力（低圧で連系する場合を除きます。）
ニ 当社との電気需給契約等の内容
ホ 受給開始希望日
ヘ 料金の振込先口座
ト 設備認定に係る事項
チ その他必要な事項

7 受給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 契約期間満了前であっても附則 3（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合には、料金の適用期間の満了の日をもって契約期間が満了するものといたします。
- なお、この場合で、契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がないときは、受給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりといたします。

- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一といたします。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一といたします。

9 契 約 の 単 位

契約の単位は、原則として次のとおりといたします。

- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合には、その 1 電気需給契約に対応して 1 受給契約を結びます。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合には、1 発電場所につき 1 受給契約を結びます。

10 電力受給の開始

- (1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ受給開始日を定め、受給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力受給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。

11 電力受給にともなう発電者協力

- 発電者は、発電者の発電設備等と当社の系統との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等、および次の事項を遵守するものといたします。
- なお、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守することといたします。
- (1) 発電者の発電設備等と当社の系統との連系を行なう場合は、当社の供給信頼度と電力品質の面で電圧を使用する他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし、また、人身安全および設備保全の面で電圧作業者の安全確保、当社の供給設備または電圧を使用する他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないものとしていただきます。
- なお、とくに必要がある場合には、発電者の負担で当社の供給設備を変更いたします。
- (2) 連系された当社の系統に事故が発生した場合には、発電者の発電設備等を当社の系統から即時に解列していただきます。
- なお、特別高圧電線路に連系する場合における単独運転の可否については、発電者と当社が協議のうえ決定することといたします。
- (3) 発電者の構内事故時には、当社の系統への波及が起らないように確実に遮断していただきます。
- (4) 発電者の保護装置の整定にあたっては、当社の供給設備の保護と協調を図ることとします。
- (5) 発電者の保護装置の整定値等を、必要に応じて当社に提示していただきます。

- なお、当社は、試験時には必要に応じて立ち会いを行います。
- (6) 発電者の発電設備等から当社の系統への逆潮流等により生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動が、101±6 ボルト、202±20 ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置していただきます。
- なお、自動電圧調整装置等の動作にともない、発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。
- (7) 計量地点における力率は、常に当社の系統から見ても遅れ85パーセント以上とするものとし、また、当社の系統から見ても進み力率にならないことを原則といたします。また、高圧配電線路に連系する発電設備等のうち、当社の系統の電圧上昇を防止する目的で必要と判断された場合には、計量地点の力率を協議のうえ決定させていただきます。また、系統連系後、実測等により更に対策が必要と判断された場合には、発電者側で対策を実施していただくことがあります。
- なお、特別高圧電線路に連系する場合における計量地点の力率は、協議のうえ、系統の電圧を適切に維持できるように決定させていただきます。
- (8) 発電者がインバータを用いた発電設備等を設置する場合には、発電設備等からの高調波流出電流を、発電設備等の交流定格電流に対して、総合電流率 5 パーセント以下、各次電流率 3 パーセント以下に抑制していただきます。
- (9) 当社の作業時または緊急時に当社の系統を停止する場合等、発電者の発電設備等の解列が必要となる場合には、発電者の発電設備等を確実に解列していただきます。
- (10) 発電者の発電設備等の事故発生時または緊急時には、当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をしていただきます。
- (11) 発電者の発電設備等の系統連系に際し、必要となる単線結線図等の技術資料を提出していただきます。
- (12) 発電者と当社との運用申し合わせ事項については、「系統連系に関する運用申し合わせ事項」によります。
- (13) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受給電力誌等を提出していただきます。
- (14) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電計画を提出していただきます。

12 承諾の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力受給に関する必要な事項について、受給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

14 料 金

- 料金は、料金の算定期間を「1 月」として、その 1 月の受給電力量に、次の受給電力料金率を乗じてえた金額といたします。
- なお、関係法令の改正およびその他の事情により、当社は、受給電力料金率および算定方法を変更する場合があります。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の受給電力料金率および算定方法によるものといたします。
- (1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量については、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等により適用される「調達価格」といたします。
- (2) (1)以外での受給電力量については、当社が別に公表する「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」によるものといたします。

15 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始の日から適用いたします。

16 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめ発電者に電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）を知らせたときは、料金の算定期間は、(1)ににかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 受給電力量の計量等

- (1) 受給電力量は、受電電力量計およびその他計量に必要な付属装置（原則として 1 受給契約について 1 計量とし、以下総称して「受電用計量器」といいます。）により計量するものといたします。

- (2) 受電用計量器は、原則として、当社の所有とし、当社で取り付けるものといたします。また、当社は、その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は、当該共用設備の設置に要する工事費を折したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。
- (3) 受電用計量器の検針は、毎月、原則として以下に定める日に当社が行なうものといたします。

- イ 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約に定める検針日といたします。
- ロ 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、1 日といたします。
- (4) 受電用計量器に故障が生じたときは、発電者はすみやかに当社にその旨を連絡するものとし、その故障期間内の受給電力量は、そのつど発電者と当社との協議によって決定するものといたします。
- (5) 高圧または特別高圧で連系する発電者の場合で、法令により受電用計量器を取り替えるときは、当社は、その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は、当該共用設備の設置に要する工事費を折したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。

18 料金の支払期日

- 当社は、特別の事情がない限り、以下の支払期日までに発電者に料金を支払うものといたします。
- (1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約に定める支払期日といたします。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約に定める支払期日といたします。

19 料金の支払方法

- (1) 料金は、発電者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。
- (2) 料金の支払いは、当社がその金融機関に払込みしたときになされたものといたします。

Ⅳ 電 力 受 給

20 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態または設備認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

21 立入りによる業務の実施

- 当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電設備等の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、発電者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (1) 需要場所内の当社の供給設備または当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 33（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電力受給の防止等に必要な発電者の発電設備またはその他電気工作物の確認または検査
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)、26（受給契約の廃止）または 27（受給契約の解約等）により必要な処置
- (6) その他この要綱によって、受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

22 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には、電力受給を停止いたします。この場合、当社は、当社の供給設備または発電者の電気設備において、電力受給停止のための適当な処置を行なうこととし、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。
- (2) 当社は、当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給を中止し、または発電者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただく場合には、電力受給を制限または中止することがあります。

23 損害賠償等

- 発電者または当社が、この系統連系および電力受給にともない、その相手方または第三者に対して、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 10（電力受給の開始）(2)によって受給開始日を変更した場合または22（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けとる損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止した場合または27（受給契約の解約等）によって受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けとる損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、発電者の受けとる損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 発電者の発電設備の電圧上昇抑制機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

Ⅴ 契約の変更および終了

24 受給契約の変更

- (1) 次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
- イ 発電者が、発電設備等の全部もしくは一部のを変更を希望される場合、または当該発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合
- ロ その他、新たに設備認定を受けた場合等、受給電力料金率が変更となる場合
- (2) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

25 名 義 の 変 更

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行なっていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (2) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

26 受給契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。
- 発電者または当社は、発電者から通知された廃止期日に、発電者の電気設備または当社の供給設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行います。
- なお、この場合においては、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。
- (2) 受給契約は、27（受給契約の解約等）の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

27 受給契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。
- イ 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。
- (イ) 発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
- (ロ) 発電者が他の受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
- (ハ) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等、20（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じただけでない場合
- (ニ) 21（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (ホ) 11（電力受給にともなう発電者協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (ヘ) その他この要綱に反した場合
- (2) 発電者が、26（受給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、当社に電気を供給されないことが明らかな場合には、当社が電力受給を終了させるための処置を行なった日に受給契約は消滅するものとしたします。

28 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

29 受給契約消滅後の連系関係

低圧で連系する発電者が、受給契約の消滅後においても引き続き連系することを希望される場合は、発電者または当社の別段の申し出がない限り、発電者は、11（電力受給にともなう発電者協力）および「系統連系に関する運用申し合わせ事項」に係る事項を遵守したうえで、連系することができるものとしたします。

なお、この場合、相続その他の原因によって、発電者が変更となるときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

Ⅵ 工事費の負担

30 工事費負担金

電力受給の開始または受給契約の変更等にもない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は、当社は、次にいう算定した金額を工事費負担金として申し受けず。

(1) 低圧で連系する場合は、電気需給契約に定めるところによるものとしたします。

(2) 高圧または特別高圧で連系する場合で、かつ、電力受給の用に供することを主たる目的とする場合は、託送供給約款における受電地点への供給設備の工事費負担金に係る規定に準ずるものとしたします。

(3) (1)または(2)以外の場合には、電気需給契約または接続供給契約に定めるところによるものとしたします。

31 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事中事前に発電者から申し受けず。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものとしたします。

Ⅶ 保 安

32 調 査

発電設備等や発電設備等を稼働させるために用いる設備等については、電気事業法にもとづき当社が行なう調査の対象には含まれません。

33 保安等に対する発電者の協力

- (1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社に、ただちに適当な処置をいたします。
- イ 発電者が、引込線、受電用計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者が当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅷ そ の 他

34 設 備 認 定

当社は、当社が必要とする場合には、設備認定に係る申請または届出を発電者に代わり行なうことができるものとしたします。

35 再生可能エネルギー買取制度にもとづく報告

当社は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にしたがひ、再生可能エネルギー買取制度にもとづく電力受給の実績等の報告を行なうものとしたします。

36 そ の 他

この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとしたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、平成24年 7 月 1 日から実施いたします。

2 旧 要 綱 の 変 更

この要綱の実施をもって、太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（平成23年 4 月 1 日実施）は、この要綱に変更したものとしたします。

3 再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間

再生可能エネルギー買取制度の対象となる供給電力量に係る料金の適用期間は、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」といたします。

4 再生可能エネルギー特別措置法附則第12条にもとづく特別措置

- (1) 当社は、再生可能エネルギー特別措置法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「R P S 法」といいます。）第 9 条に定める認定を受けた設備について、設備または発電方法の変更、設備の廃止、その他 R P S 法その他の関係法令等に定める申請または届出が必要な事由が生じた場合には、原則として、当社は発電者に代わりその申請または届出を行なうことができるものとしたします。
- (2) 当社は、R P S 法にもとづき受給した電気について、R P S 法その他の関係法令等に定める必要な届出を行なうものとしたします。

（系統連系に関する運用申し合わせ事項）

Ⅰ 共 通 事 項

1 基 本 事 項

発電者および当社は、それぞれの設備の運転、操作と機能の維持について責任分界点を境界とし、お互いが責任をもってあたるとともに、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営を図るために相互に協力する。

2 発電設備等の操作等

発電者は、当社より人身安全、設備安全上等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には、すみやかに発電設備等を停止する。

また、発電者の不在等で当社から発電者の発電設備等の停止を依頼できない場合および緊急時には、当社は、発電者への連絡を行なわずに電力量計の接続箇所等、任意の箇所から発電者の発電設備等を当社の系統から切り離すことができる。

契約要綱の解説

平成24年 7 月 1 日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく買取制度の対象となる発電設備からの電力受給について、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成24年 7 月 1 日実施、以下「この要綱」といいます。）を同法の趣旨に即て運用するにあたり、下記内容を補足説明いたします。

2 要 綱 の 変 更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によります。

（解 説）

当社は、この要綱を変更する場合は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき変更が必要な場合、この要綱の適用対象が変更となる場合、または系統連系の要件等技術的な事項もしくは受給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合に限られます。

7 受給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、次によります。
- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

（解 説）

契約期間は 1 年間とし、以後 1 年ごとに同一条件で契約が継続されることとしておりますが、この要綱附則 3（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）において、料金の適用期間は、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」と定めてのことから、同「調達期間」内は、同法にもとづき経済産業大臣が定める「調達価格」を適用いたします。

なお、この要綱で別途定める場合を除き、契約期間内において、当社からの意思表示により受給契約を解約することはありません。

12 承 諾 の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

（解 説）

当社は、再生可能エネルギー特別措置法第 4 条第 1 項に定める「正当な理由がある場合、または同第 5 条第 1 項各号に該当する場合を除き、お客さまからの申込みをお断りすることはありません。

ただし、その他、天災事変や工事用地の取得状況等により、お客さまからのお申込み内容の全部を承諾することが困難な場合がございます。この場合につきましては、工事設計内容の変更を含む善後策について、お客さまと協議させていただきます。

14 料 金

料金は、料金の算定期間を「1 月」として、その 1 月の受給電力量に、次の受給電力量料金率を乗じてえた金額といたします。

なお、関係法令の改正およびその他の事情により、当社は、受給電力量料金率および算定方法を変更する場合があります。（中略）

(1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる供給電力量については、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達価格」といたします。

（解 説）

再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 8 項にもとづき「調達価格」が改定された場合その他の関係法令等の変更にもない「調達価格」が変更された場合における(1)の受給電力量料金率は、変更後の「調達価格」といたします。

なお、これ以外の場合には、(1)における受給電力量料金率および算定方法を変更することはありません。

20 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態または設備認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

（解 説）

受給契約が電力受給の状態に比べて不適当と認められる場合は、お客さまの再生可能エネルギー発電設備の出力等の内容が、受給契約に定めた内容に反する状態となっている場合をいいます。その場合には、法令上必要な国への設備変更手続きを行なっていたとき、当社との受給契約の内容について、当社と協議のうえ、適正なものに変更していただきます。

22 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には、電力受給を停止いたします。（以下略）

（解 説）

電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する

きる。

3 系統連携保護装置等の整定および機能維持

- (1) 発電者の系統連系保護装置の整定値は、発電者と当社が協議のうえ決定する。
- また、これを変更する場合も発電者と当社が協議のうえ決定する。
- (2) 低圧配電線または高圧配電線に発電設備等を連系する場合において、発電者の系統連系保護装置の整定値は、発電者と当社が協議のうえ、次にいう決定する。
- イ 当社が整定値を指定しない場合は、発電者の申請整定値とする。
- ロ 当社が整定値を指定する場合は、当社が発送する「系統連系に対する検討結果回答書」にてお知らせいたします。
- (3) 発電者の系統連系保護装置の整定は、発電者が実施する。
- (4) 発電者は、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため、メーカー等知識技能を有する者や電気主任技術者等による系統連系保護装置等の定期的な点検を行ない、その機能を維持する。

Ⅱ 低圧配電線に発電設備等を連系する発電者

4 自立運転に関する留意事項

- (1) 当社の配電線は事故停電の際、一定時間後に自動的に再送電するため、発電者は自立運転機能の使用に留意する。
- (2) 発電者は、系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には、取扱説明書等にしたいが十分注意して操作を行なう。

5 復電後の再連系に関する留意事項

当社の系統が発電した後の系統連系操作は、復電を確認した発電者の自主操作とする。

Ⅲ 高圧配電線に発電設備等を連系する発電者

6 連 絡 体 制

- (1) 発電設備等の系統連系に関して、当社から発電者への連絡が必要となる場合は、発電者の連絡先および当社の連絡先を、相互にあらかじめ決めておく。
- (2) 発電者の連絡先が変更となる場合は、すみやかに当社に連絡する。

7 自立運転に関する留意事項

- (1) 当社の配電線は事故停電の際、一定時間後に自動的に再送電するため、発電者は自立運転機能の使用に留意する。
- (2) 発電者は、系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には、実施細目等にしたいが十分注意して操作を行なう。

8 復電後の再連系に関する留意事項

- (1) 当社の系統が発電した後の系統連系操作は、発電者から当社へ連絡し、協議のうえ、発電者が実施する。
- ただし、発電設備等の出力が、当社との電気需給契約における契約電力量または当社との接続供給契約における接続供給電力に比べて極めて小さい場合は、個別に協議のうえ、復電を確認した発電者の自主操作とする場合がある。
- (2) インバータを除く小出力発電設備を高圧配電線へ連系する場合は、復電後の発電設備等の運用について、個別に協議する場合がある。

Ⅳ 特別高圧電線路に発電設備等を連系する発電者

9 運用申告書の作成

当社は、系統運用上必要な事項について、発電者と別途、運用申告書を締結する。

Ⅴ そ の 他

10 実施細目の作成

この要綱に記載のない事項について、当社が必要とする場合は、実施細目を作成する。

場合とは、それらの契約上の債務不履行にもとづき、電気の供給または接続供給を停止する場合をいいます。

23 損害賠償等

- (2)（前略）22（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（解 説）

当社は、22（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止させていただく必要がある場合において、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 6 条第 3 号から八および同号二かつ三書きに規定される、当社の責めとならない理由による制限または中止に限り、お客さまに補償や賠償を行いません。

25 名 義 の 変 更

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行っていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

（解 説）

当社は、新たな発電者が、電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合において、その旨のお申込みをいただいた場合は承諾いたします。

ただし、新たな発電者が、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 4 条第 1 項第 2 号二に定める「暴力団等」に該当する場合、および「暴力団等」と関係を有する場合は、承諾いたしません。

27 受給契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。
- なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。
- イ 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。（以下略）

（解 説）

「当社の定めた期日」は、当社が解約の原因となる事実の是正を求めた時点から起算され、その際には是正を求める期間を通知いたします。

以 上

電力受給契約申込書（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）等を東京電力株式会社の電力供給設備に連系し、東京電力株式会社に再生可能エネルギー発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

また、太陽光（出力10kW以上）※・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再生可能エネルギー発電設備の申込みにおいては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いたします。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）を営む方が申込み太陽光（出力10kW未満）を含みます。

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住 所	東京 〇〇 区 〇〇 市 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号		
ふりがな お客さま名	来電 太郎 (連絡先) 〇三-△△△-XXXX		
※設置場所における電気供給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。			
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」に基づく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く。）を行うことを下記の者に委任いたします。			
住 所	神奈川県 〇〇 区 〇〇 市 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号		
委 任 先 (会社名・氏名)	〇〇 工事店 太陽 次郎 (連絡先) 〇五-△△△-XXXX		

【発電設備等】 お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所	☒ 都・県		市・区・郡			
設備ID		C	認定日	平成 年 月 日		
受給開始希望日	平成 年 月 日					
※お申込みの際には「認定通知書（写）」を添付のうえ、「認定通知書」の内容と同一になるようご記入ください。 なお、設備IDを確認できない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における買取単価は適用されません。						
再生可能エネルギー発電設備の概要	種類（要選択）	太陽光			風力・水力・地熱・バイオマス	
	インバータ台数	1台目	2台目	3台目	1台目	2台目
	1. 発電設備	3,950 (W)	3,500 (W)	3,500 (W)	(W)	(W)
	2. インバータ	4,000 (W)	2,800 (W)	2,800 (W)	(W)	(W)
	1と2の小さい方 (※)	3,950 (W)	2,800 (W)	2,800 (W)	(W)	(W)
発電出力（※の種類の合計とし、 0.1kW単位で整数を切り捨て）	9.5 (kW)			(kW)		
その他自家発電設備等を設置する場合	種類	燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他（ ）			出力	3,000 (W)
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置	1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。（押し上げ効果あり） 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。（押し上げ効果なし） 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。					
1 ← 該当する番号を□の中にご記入ください。						

受給電力量料金は、下記の口座へお振込みください。当方は東京電力株式会社の振込委託手続きの完了をもって代金を受領したものとします。

承諾日、受付番号、扱い者、受領日、お客さま番号を記入して、返却いたします。

※受領日については、受領から承諾までの間に年度を跨ぐ場合のみ記載いたします。

金融機関・店舗コード	1 2 3	※ゆうちょ銀行をご利用のお客さまは、振込用の店名・店頭コード・預金科目・口座番号をご記入ください。
(以下、東京電力記入欄)		
平成 25 年 〇〇 月 XX 日 上記の申込みを承諾いたします	受付番号 1 AA 1234	扱い L (R)
※ただし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」4条・6条に該当することが判明した場合はこの限りではありません。 ※受給開始日・連系上の諸条件についてはお客さまのご要望を踏まえ別途協議させていただきます。	受領日 平成 26 年 〇〇 月 〇〇 日	印紙税申告納付につき郵政 税務署承認済
お客さま番号	1 2 3 - 1 2 - 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 - 1 2	
東京電力株式会社		

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報利用目的につきましては、インターネットのホームページ（<http://www.tepco.co.jp>）でもご確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。